

## 秀楽会職員の処遇改善手当等の支給に関する基準

社会福祉法人秀楽会理事長  
 制定 令和 4年 4月 1日  
 改正 令和 4年10月 1日  
 改正 令和 7年 4月 1日

- 1 社会福祉法人秀楽会正職員給与規程、嘱託職員給与規程及びパート職員給与規程の各別表に定める処遇改善手当については、次の表のとおりとする。
- 2 対象となる職員は、社会福祉法人秀楽会定款第1条に定める事業に従事する職員であり、支給日に在籍し、手当の支給について判定する期間における要勤務日数（時間）の8割以上を勤務した者とする。
- 3 処遇改善加算により措置された収入は、その全額を下に揚げる手当の支給に充てるものとする。
- 4 平成29年4月1日決定の秀楽会職員の処遇改善手当の支給に関する基準は、廃止する。

手当等の種類	雇用形態	支給基準等	備考
定期昇給	正 規 嘱 託	1 昇給判定期間を良好な成績で勤務した者に対し、定期昇給を行う。 2 1の定期昇給による給料月額を増額に応じ、夏季及び冬季一時金を増額する。	
給与加算	正 規 嘱 託	職種、役職に応じて給与に月額 11,000 円から 35,000 円を加算する。	
時給加算	パート	保有する資格等に応じて基本時給に 500 円までの額を加算する。	
夏季・冬季一時金加算	正 規 嘱 託 パート	1 勤務評価の成績に応じて算定した額を、一時金に加算して支給する。 2 所属並びに雇用及び勤務形態に応じて算定した額を、一時金に加算して支給する。	
期末一時金	正 規 嘱 託 パート	期末人事考課の結果に応じて算定した額を、年度末に一時金として支給する。	
介護福祉士手当	正 規 嘱 託 パート	介護福祉士資格を有する職員で、介護職員として従事する者に対し、月額 10,000 円を支給する。	
リーダー手当	正 規	リーダー職にある介護職員に対し、月額 5,000 円を支給する。	
夜勤増手当	正 規 嘱 託	利用者の介護のために夜間勤務を行った職員に対し、1夜勤当り 3,500 円を夜勤手当に加算して支給する。	
夜勤専属職員割増手当	パート	利用者の介護のために夜間勤務を行った夜間勤務専属職員に対し、1夜勤当り 6,000 円を夜勤専属者手当に加算して支給する。	